

地域美化活動で出る資源とごみ

- 地域美化活動とは、お住いの地域の道路や公園の清掃のことです。
- 地域美化活動で出た資源とごみは、次の手順でお出してください。

👉 活動する日の一週間前までには、管轄の清掃事務所に連絡します

- ごみの量や収集場所・日時等を事前に清掃事務所にご連絡ください。

👉 「手数料減免申請書」と「活動チラシ」を一緒に清掃事務所に提出します



👉 美化活動の際には

(1) 資源とごみを分別します



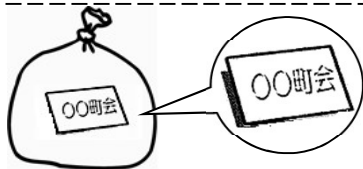
「資源」、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」は、しっかりと分別しましょう。

※資源は、かん、びん、ペットボトルなど品目ごとに袋に入れてください。

※「粗大ごみ」、「家電リサイクル法対象品目」などは収集しません。



(2) 指定した場所へ「収集日当日の朝、8時までに」出します



自治会・町会名などを袋に直接書かか、紙に書いて貼りましょう！



～ 活動が中止となった場合 ～

速やかに管轄の清掃事務所までご連絡ください。



注意 道路や公園の不法投棄物は、回収しないでください。

※道路や公園に捨てられた粗大ごみなどは、不法投棄物です。

※区が管理する道路や公園の不法投棄物は、

大森地域 地域基盤整備第一課 ☎5764-0629

蒲田地域、糀谷・羽田地域 地域基盤整備第二課 ☎5713-2006

調布地域 地域基盤整備第三課 ☎3726-4300 へご相談ください。

清掃だよりについてのご意見・お問合せ先は

清掃事業課 5744-1628 蒲田清掃事務所（調布地区） 6459-8201
大森清掃事務所 3774-3811 蒲田清掃事務所（蒲田地区） 6451-9535



持続可能な OTA CHOICE

このチラシは、区役所内で「回収⇒再生」した紙を使用しています。